

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の運用について（例規）

最終改正 平成28. 3. 31 例規監第22号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

（概要）

この通達は、拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成5年京都府条例第3号。以下「条例」という。）が制定されたことに伴い、条例制定の背景及び趣旨、条例の要点、運用上の遺留事項等必要な事項を定めたもので、平成5年4月15日から実施しています。